

# ※ 子ども医療費助成の現金給付について ※

健康保険証を提示したが

- ・医療証を持っていなかった
- ・医療証が使えなかった  
(領収書の負担率は、20%または30%)
- ・入院時に食事療養標準負担額がかかった

- ・健康保険証を提示せずに受診した  
(医療費を100%負担した)
- ・海外で受診した
- ・補装具を購入した
- ・高額療養費に該当する

区へ申請する前に加入している健康保険組合等に申請し、保険者負担分の支給決定を受けてください。  
(中央区国民健康保険の場合は、保険年金課で申請してください。)  
※領収書をコピーし、保存しておいてください。

## 申請に必要なもの

- お子さんの健康保険証
- 医療証
- 領収書 (7項目の記載があるもの)
- 医療証の保護者名義の銀行等の口座番号がわかるもの(通帳・カードなど)

## 申請に必要なもの

- お子さんの健康保険証
- 医療証
- 領収書のコピー
- 医療証の保護者名義の銀行等の口座番号がわかるもの(通帳・カードなど)
- 健康保険組合から届いた確定通知書  
(保険給付金支給決定通知書)

★医療証を持たずに都内の医療機関で受診した場合、自己負担分を一旦お支払いいただく必要がありますが、後日、保険証と医療証を医療機関に提示すると返金される場合もあります。